

記載事項変更旅券の申請案内

■ 記載事項変更申請について

- 有効な旅券に記載されている氏名や本籍の都道府県名等に変更があった場合は、手続きが必要です。
ただし、次の場合は申請の必要はありません。
※本籍地の異動が同一都道府県内の場合。
※現住所だけが変わった場合。ご自身で旅券の最終ページにある「所持人記入欄」の前住所を二重線で消し、新住所を記入してください。
※改姓等により戸籍上の変更はあるが、旅券面のローマ字表記に変更がない場合。
例：小野（ONO）→ 大野（ONO） 阿部（ABE）→ 安部（ABE）
- 神奈川県で申請ができる人は、原則として県内に住民登録をしている方です。
- 国際結婚等で外国の氏名等を別名として併記又は削除をする場合も申請をすることができます。
- 「記載事項変更旅券申請」は、現在の旅券の有効期間満了日を変えずに、新しい旅券を発行するものです。なお、新旅券（10年用又は5年用）への切替申請もできます。
- 従来あった、現在の旅券の追記欄に変更事項を印字する方法（訂正申請）は、平成26年3月19日で廃止になりましたのでご注意ください。

	記載事項変更旅券の申請	新旅券（10年用又は5年用）への切替申請
所持人自署（サイン） 顔写真・旅券番号 ICチップ内のデータ	新しくなります ※旅券番号はお受取まで確認できません	
手数料	6,000 円	10年用 : 16,000 円 5年用 : 11,000 円 12歳未満 : 6,000 円
有効期間	発行日から現在の旅券の有効期間満了日まで	現在の旅券の残存有効期間は切り捨てとなり、新旅券の発行日から10年間又は5年間
申請書	一般旅券発給申請書（記載事項変更用） 1通 ※未成年の方は法定代理人の署名が必要です	一般旅券発給申請書（10年用又は5年用） 1通 ※未成年の方は法定代理人の署名が必要です
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍抄本又は戸籍謄本（申請日前6ヶ月以内に発行されたもの）：1通 ・ パスポート用写真（申請日前6ヶ月以内に撮影したもの）：1枚 ・ 前回発給された旅券（現在お持ちの有効な旅券） ※へボン式ローマ字以外の表記を希望する場合は、ご自身の状況により、使用実績を示すつづりの確認ができる書類が必要になることがあります。 ※外国姓の表記を希望される場合は、外国の公的機関が発行したつづりの確認ができる書類が必要です。	
<p align="center">婚姻等により氏名や本籍の都道府県が変わる方へ</p> <p>婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁等の届出をしてから新しい戸籍ができるまでに日数がかかります。パスポートの申請には新しい戸籍が必要ですので、原則として新しい戸籍ができてから申請してください。ただし、渡航日が迫っていて、新しい戸籍ができてから申請したのでは間に合わない場合には、新しい戸籍謄本又は戸籍抄本をパスポートの受取の際に提出することを条件に「受理証明書」で申請できます。なお、外国人と婚姻し、外国の姓に変更する場合は、「婚姻届受理証明書」に加えて「氏の変更届受理証明書」も必要になります。この手続きができるのは、本人申請と配偶者又は二親等以内の親族の代理提出に限られますのでご注意ください。</p>		

申請書の記入例

- 裏面も忘れずに記入してください。
- 申請書は機械で読み取りますので、折り曲げたり汚したりしないでください。
- 黒インク又は黒のボールペンで、枠からはみ出さないように記入してください。
- 消せるインクを使用したボールペンや、サインペンなど裏書きしやすい筆記具は使用しないでください。
- 修正液や修正テープは使用しないでください。
- 書き間違えた場合は、二重線で消して訂正してください。ただし、「所持人自署」は訂正できませんので、新しい申請書に書き直してください。

< 表面 >

変更 一般旅券発給申請書 (記載事項に変更を生じ、返納旅券と残存有効期間が同一の一般旅券を希望する申請者用) **記載事項変更用**

ここは記入しないでください

氏名 フチツジ コウタロウ
 漢字 淵辻 光太郎
 ① へボン式ローマ字 姓 FUCHITSUJI 名 KOTARO

② 所持人自署 淵辻 光太郎

③ 神奈川県 横浜市中央区山下町2番地

④ 記載の姓をローマ字 FUCHITSUJI

⑤ 10年

⑥ 住所 川崎市幸区〇〇町1-2-3
 電話 044(000)0000
 携帯 090(xxx)xxxx
 その他勤務先など日中の連絡先(株)〇×物産 電話 045(ΔΔΔ)ΔΔΔΔ

⑦ 住所 厚木市××町4-5
 先 氏名 淵辻 正 申請者との関係 父 電話 046(000)0000

⑧ 刑罰等関係
 1. 外国で入国拒否、退去命令又は送還されたことがありますか。 はい いいえ
 2. 現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態ですか。 はい いいえ
 3. 現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。また刑の執行を受けなければならない状態にありますか。 はい いいえ
 4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか。 はい いいえ
 5. 日本国旅券や渡航券を偽造したり、又は日本国旅券や渡航券として偽造された文書を行使して(未遂を含む)、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがありますか。 はい いいえ
 6. 国の援助等を必要とする外国人に関する刑事官の職務等に關する法律を適用され外国から帰国したことがありますか。 はい いいえ

⑨ 現在外国の国籍を持っていますか。
 「はい」の場合 はい いいえ
 「はい」の場合
 どの国の国籍ですか。 _____
 取得年月日 _____年____月____日
 どのような方法で取得しましたか。
 外国籍の父又は母の子として出生
 外国での出生
 外国人との婚姻又は養子縁組
 帰化申請又は国籍取得届出

ここは記入しないでください
 (別記第11号様式) 裏面も記入してください 用紙の大きさはA4

①氏名

ヨミカタはカタカナで記入してください。
 濁点・半濁点は同じマスに記入してください。
 姓・名は戸籍の記載のとおり楷書体で記入してください。
 へボン式ローマ字は活字体の大文字で記入してください。

②所持人自署

所持人自署はそのまま旅券に転写されます。
 小学生以上の方は、申請者本人が署名してください。
 乳幼児で申請者本人が署名できない場合は、親権者が代筆し、点線の下に代筆者名も記入してください。
 障害などの理由で署名が困難な場合は、事前にお問い合わせください。

③本籍

本籍地は都道府県名だけでなく、戸籍の記載どおりに番地まで記入してください。
 都道府県名は「神奈川県」のように必ず「都」「道」「府」「県」まで記入してください。

④返納する旅券について

記載事項変更申請のため返納する、現在お持ちの有効な旅券を見て記入してください。

⑤記載事項変更旅券の発給

「申請する」に✓印をし、現在お持ちの旅券の種類(10年又は5年)を○印で囲んでください。

⑥現住所

住民票記載どおりの住所と、勤務先などの日中の連絡先を記入してください。
 神奈川県内に住民登録がない方は、下段に現在の県内の居所も記入してください。

⑦日本国内の緊急連絡先

海外渡航中に日本国内にいる家族等を記入してください。

⑨外国籍の有無

該当するものに✓印をしてください。
 「はい」に該当する場合は、その下の欄にも記入してください。

⑧刑罰等関係

申請者本人がよく読んで✓印を記入してください。「はい」に該当する方は、別途手続きが必要ですので必ず事前にお問い合わせください。

■ 県パスポートセンター窓口のご案内

名称	本所（横浜）	川崎支所	県央支所（厚木）
申請受付	月・木・金 9:00～16:45 火・水 9:00～19:00	月～金	9:00～16:45
受取受付	月・木・金・日 9:00～16:45 火・水 9:00～19:00	月・木・金・日 火・水	9:00～16:45 9:00～18:30
休業日	土曜日・祝休日・年未年始（12月29日～1月3日） ※日曜日は受取のみ受付をしています。日曜日が祝日と重なる場合は受付していますが、年未年始の日曜日は休業です。		

名称	小田原出張所	横須賀出張窓口	平塚出張窓口
申請受付	月～金 （午前）9:00～12:00 （午後）13:00～16:45	毎週火曜日のみ （午前）10:00～12:00	毎週木曜日のみ （午後）13:00～16:15
受取受付	パスポートの受取はできません		
受取場所	小田原出張所 又は 県央支所 を選択	本所 又は 川崎支所 を選択	本所 又は 県央支所 を選択
休業日	土曜日・日曜日・祝休日 及び 年未年始（12月29日～1月3日）	祝休日と重なる火曜日 及び 年未年始（12月29日～1月3日）	祝休日と重なる木曜日 及び 年未年始（12月29日～1月3日）

■ 代理提出をする方 申請者本人に代わって代理の方が申請書類等を提出する場合

- 刑罰等関係に該当する方は、代理提出はできません。
- 申請書表面の「所持人自署」「刑罰等関係」、及び、裏面の「申請者署名」「申請書類等提出委任申出書」の申請者記入欄は、代理の方ではなく、必ず旅券名義人となる申請者本人が記入してください。
- 本人確認書類（運転免許証・健康保険証等）は、代理の方と申請者本人双方の書類が必要です。（有効な原本でコピーは不可）
- 代理の方による旅券の受取はできません。乳幼児でも必ず旅券名義人となる申請者本人がお越しください。

■ 受取までの日数 土曜日・日曜日・祝休日及び年未年始（12月29日～1月3日）は日数に含みません

申請場所	受取場所	受取までの日数（申請日・受取日を含む）
本所	本所	6日目から
川崎支所	川崎支所	
県央支所	県央支所	
小田原出張所	県央支所	7日目から
	小田原出張所	8日目から
横須賀出張窓口	本所 又は 川崎支所	7日目から
平塚出張窓口	本所 又は 県央支所	

■ 受取 年齢に関係なく旅券名義人である申請者本人でなければ受け取ることができません

- 申請時にお渡しする「パスポート（旅券）引換証」が必要です。
- 発行日から6ヶ月過ぎると、旅券が失効します。お早めにお越しください。

ご不明な点はパスポートセンターにお問い合わせください

電話案内センター 045-222-0022

ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/02/2315/index.html>